

議案第18号

損害賠償額の決定について（経済戦略局関係）

経済戦略局所管業務に係る長期借入契約の一部解除による損害賠償額を、次のとおり決定する。

金額及び被害者	事 件 概 要
48,953,070円 損害補てん金 48,953,070円 株式会社 J E C C	本市は、本市が設置する有料のスポーツ施設の使用の許可の申請をインターネットを通じて受け付けるための情報処理システムに必要な電子計算機その他の機器（以下「ネットワークシステム機器」という。）の一部を平成21年1月1日から平成25年12月31日まで借り入れる契約及びネットワークシステム機器の一部を平成22年3月1日から平成27年2月28日まで借り入れる契約を被害者との間で締結したが、新たな情報処理システムを導入することとしたことに伴い、ネットワークシステム機器の一部が不要となったため、平成25年6月1日にこれらの契約の一部を解除したもの

平成26年2月14日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

経済戦略局所管業務に係る長期借入契約の一部解除による損害賠償額を決定するため、この案を提出する次第である。